

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【197】
2. 日時：令和2年5月26日 10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、中村原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他14名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設の要目表及び技術基準要求機器リストについて、令和2年4月16日及び4月30日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の要目表】

- 主要設備リスト上で機器区分として制御棒貯蔵ラックが明確でないため、記載を検討すること。

【放射性廃棄物の廃棄施設の要目表】

- 高電導度廃液系濃縮装置加熱器（6号機設備）の液出口の管台厚さについて、設計図書を確認すること。
- 高電導度廃液系収集タンクについて、5号機設備と6号機設備で必要な管台厚さが異なる理由について説明すること。

【技術基準要求機器リスト】

- パワーセンタ等の電気設備について、技術基準要求機器リストでは容量ごとの個数を示していることから、設定根拠に関しても容量ごとの個数が分かるように修正すること。
- 技術基準要求機器リストの機器名称に共用の記載があるものについては、基本設計方針の中でも共用設備であることが分かるように記載すること。
- 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ等の個数の設定根拠として個別説明書を引用しているものについて、個別説明書側で個数の記載が必ず

しも明文でないものがあるため、記載を検討すること。

- 地下水排水設備の設定根拠について、サブドレンポンプと水位検出器を書き分けているが、基本設計方針では書き分けていないため整合した記載とすること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

なし